

(様式 3)

	契約係用
	業者渡し用

令和7年度
業務委託仕様書

委託業務一覧表 通年業務委託番号

名称 産業廃棄物の収集運搬搬出業務

特定の場合
その業者名

要求課 高速電車部運輸課
(外線011-232-1776)

担当者 田名辺祥子 (内線5721)

仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局地下鉄大通駅構内（運輸課、東豊線乗務係）、地下鉄すすきの駅構内、新さっぽろ駅構内から排出される産業廃棄物の収集・運搬・搬出の業務に適用する。

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで。

なお作業日は事前に委託者と打合せの上、委託者の指示に従い実施することとする。

3 品名・内容物、数量及び収集場所（重量はいずれも概算）

品名・内容物	数量	収集場所
耐火金庫 型番20304509 約770kg (石綿含有想定)	1台	札幌市交通局高速電車部運輸課 (札幌市中央区大通西2丁目地下鉄 大通駅構内地下1階)
耐火金庫 型番A5C36 メーカー Tiger金庫 両開き ドア 約500kg (石綿含有想定)	1台	札幌市交通局高速電車部運輸課 東豊線乗務係(札幌市中央区大通西 2丁目地下鉄大通駅構内地下1階)
耐火金庫 型番A5C36 メーカー Tiger金庫 両開き ドア 約500kg (石綿含有想定)	1台	札幌市交通局南北線 すすきの駅構内 (札幌市中央区南4条西1丁目)
耐火金庫 メーカーWOCO “JIS S 1037”表記 昭和50年代製、DIA標記 片開きドア 約300kg 横約70cm×高さ約118cm (石綿含有想定)	1台	札幌市交通局東西線 新さっぽろ駅構内 (札幌市厚別区厚別中央条5丁目)

4 業務内容

受託者は、委託者からの連絡に応じ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、上記産業廃棄物の収集、運搬、搬出を行う。

現地で排出する廃棄物の内容は3のとおりとし、現地に残置されている産業廃棄物を地上まで搬出し、別途契約予定の処理場まで運搬するものとする。

なお、本業務に必要な工具及び消耗品は、原則として受託者負担とする。

また、業務完了後、業務完了届及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発注者に提出するものとする。

5 収集時間

大通駅 5：45から7：30までの間

すすきの駅 5：45から9：00までの間

新さっぽろ駅 5：45から7：30、または9：00から15：00までの間

この時間帯以外に実施する場合は、委託者と協議すること。

6 提出書類

本業務終了後、業務完了届を提出すること。

7 支払方法

本業務には、処分量に関わらず必要となる運搬用車両の手配等を含んでいることから、単価契約ではなく、総額による契約を締結する。なお、金額については、発注者の検査が合格し、受託者による請求の後に支払うものとする。

8 損害の賠償

受託者の故意または過失により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、作業を従事する者に札幌市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

11 疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

12 その他

- 1 排出場所（地下）から収集車への積み込みは受託者が行うものとする。
- 2 廃棄物の収集にあたり、周辺等に廃棄物を散乱させた場合には、これを整理・清掃すること。また受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については一切受託者の責任において処理すること。

13 担当課連絡先

札幌市交通局高速電車部運輸課運輸統括係 田名辺 (232-1776)
住所：札幌市中央区大通西2丁目（地下鉄大通駅構内）

14 参考写真

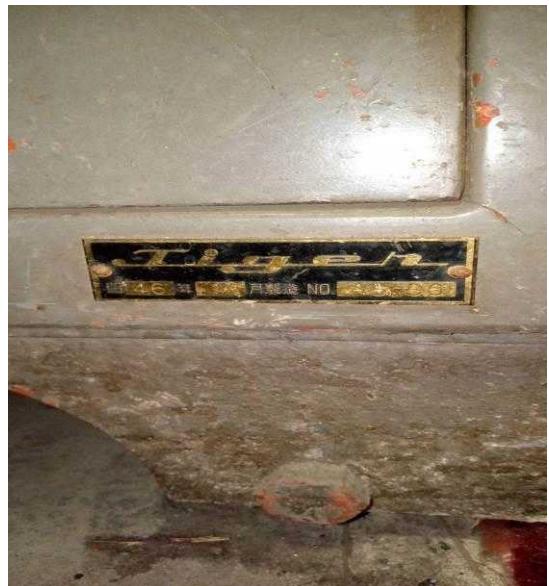
札幌市交通局高速電車部運輸課 札幌市中央区大通西2丁目
(地下鉄大通駅構内地下1階)



東豊線乗務係 札幌市中央区大通西2丁目（地下鉄大通駅構内地下1階）



南北線すすきの駅構内（札幌市中央区南4条西1丁目）



東西線新さっぽろ駅構内（札幌市厚別区厚別中央2条5丁目）

